

日本国文部科学省とギリシャ共和国文化・スポーツ省との間の
スポーツ分野における協力に関する覚書

日本国文部科学省とギリシャ共和国文化・スポーツ省は（以下「双方」という。）、スポーツの分野において双方の間に存在する友好及び協力の関係を深め、二国間及び多国間のスポーツに関する国際問題についての協力を強化するために、次のことを決定する：

第1項

双方は、数千年の歴史をもつ唯一の国際的な文化行事である、オリンピック・パラリンピック競技大会の価値を強調し、人々の中の競争、連結及び友情の価値を促進し、「潔白な心」に基づく国際的なスポーツ行事としてオリンピック・パラリンピック競技大会を保護する意図を表明することによって、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を考慮した協力を深める。

第2項

双方は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の主催者に提出されるオリンピック停戦に関する提案の作成及び支持に向けて協働することによって、オリンピック・パラリンピック競技大会の制度を強化する。

双方は、スポーツの分野における透明性及び民主化を向上させる。

第3項

双方は、スポーツの領域において両者間の協力の手段の強化に取り組む。この目的のため、双方は：

1. スポーツ領域における互いの経験及び専門知識を交換する。
2. スポーツに関する分野における情報及び文書を交換する。
3. スポーツ建築物の投資及び維持管理の領域におけるノウハウを交換する。
4. それぞれの団体と協力して、色々な大会においてスポーツリーグやスポーツチームの相互訪問を行う。
5. 特に市民保護並びに世界のスポーツ大会の準備、実施及びインフラのための安全の分野において、アテネ 2004 オリンピック・パラリンピック競技大会から得たノウハウ及び専門知識を、主に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に引き継ぐ。

第4項

双方はスポーツにおいて以下の協力をする。

- ・スポーツ・フォー・オールプログラム
- ・障がい者スポーツ
- ・スポーツ医学
- ・ドーピング・コントロール
- ・スポーツ施設の運営及び維持管理
- ・トレーニングキャンプ
- ・両者によって特定されるスポーツの領域における協力のその他の分野

双方は、スポーツにおける透明性及びグッド・ガバナンスを更に高めるため、共同イニシアティブを促進する。

第5項

本覚書の枠組みの中で実施される協力活動のための費用に係る措置については、その利用可能性に応じて、個別的に双方が相互に決定する。

第6項

本覚書は、一方が、開始のための内部手続の完了について、外交チャネルを通じてもう一方に送付する通知書の二通のうち遅い方の日から開始する。

本覚書は、4年間継続し、それ以降は、双方の一方がもう一方に、一番初めの期間又は継続期間の終了の6か月前までに書面で外交チャネルを通じて本覚書の終了の意図を通知しない限り、4年間の連続する期間で自動的に更新される。

2017年7月15日に、カザンにおいて、同等の価値を有する、日本語、ギリシャ語及び英語による本書2通に署名する。解釈に相違がある場合は、英語による本書による。

日本国文部科学省のために

ギリシャ共和国文化・スポーツ省のために

松野博一

